

議案第40号

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年5月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市印鑑条例の一部を改正する条例

東近江市印鑑条例（平成17年東近江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

電気通信事業法の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。